

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
6	佐野 智昭（18）	<p>1. 持続可能な地域コミュニティづくり、地区まちづくり協議会の在り方について</p> <p>誰もが地域の一員として安心して暮らすことができるまちをつかっていく上において、持続可能な地域コミュニティづくりは極めて重要であるとの認識の下、過去数回にわたり、まちづくり協議会や地区団体等を取り上げ一般質問を行ってきた。</p> <p>近くは、令和4年11月定例会において、ウィズコロナ時代を迎えての地区まちづくり協議会の在り方について質問をしたところである。</p> <p>その後、令和4年に施行された新・富士市まちづくり活動推進計画（以下、「新・活動推進計画」という）を自分なりに検証し、また、地元の地区まちづくり協議会へ役員として関わり、さらには本年6月から7月にかけて実施されたまちづくり協議会部会機能活性化研修会へ参加した中で、今後の地域コミュニティづくり、まちづくり協議会の在り方や施策について、現在の考えの下で進めていいものなのか疑問に思い、再度質問するものである。</p> <p>本市における近年の地域コミュニティづくりに関する施策を振り返ると、平成24年4月に富士市まちづくり活動推進計画（愛称：地域の力こぶ増進計画、以下、「活動推進計画」という）が施行され、計画には本市のまちづくり活動のさらなる活性化を目指した基本指針として、「社会情勢の変化に柔軟に対応できる、足腰の強い、将来にわたって持続可能な地域コミュニティづくり」が掲げられ、活動実施体制、人づくり、活動の場・連携について具体的な方策が示された。</p> <p>その中で、活動実施体制については、各地区団体の連携・協力関係を強化し、地区が一体となってまちづくり活動を推進するため、まちづくり推進会議（会）の役割・機能を改めて見直し、町内会・区、まちづくり推進会議（会）、生涯学習推進会、その他の地区団体等の関係・役割分担を体系化した、部会制の導入による新しいまちづくり組織（仮称「まちづくり協議会」）への再編が示された。</p> <p>また、計画の中で、新しいまちづくり組織のメリットとして、「①組織を体系化することで、民主的な運営、情報公開が図られて、地区のまちづくり活動への関心が高まる。②部会制の導入により、地区団体間の連携が促進され、事業内容の重複が解消されるなど、課題解決に向けた、効果的、効率的なまちづくり活動が行われる。③部会制の導入当初は、会議の運営等の事務量増大が見込まれるが、将来的には、地区団体間の連携が促進され、実施事業の効率化を推進し、地区団体等の整理、役員重複の解消について検討し、地区住民の負担軽減を図る。」と示されている。</p> <p>そして平成26年には、活動推進計画に基づき、市内26地区においてまちづくり協議会が設立された。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
6	佐野 智昭（18）	<p>以降、平成28年の富士市地区まちづくり活動推進条例の施行、平成29年の活動推進計画（第2次実施計画）の施行を経て、令和4年に新・活動推進計画が施行されたところである。</p> <p>以上の計画等の経緯から、まちづくり協議会の位置づけを整理すると、当初の活動推進計画では、基本指針の実現に向けた一つの方策として、部会制を導入したまちづくり協議会への再編と計画的な事業実施に関する内容が示された。</p> <p>しかし、新・活動推進計画では、基本指針の実現は、各地区まちづくり協議会の主体的な活動による自律的な地域コミュニティの形成によって成し得ると体系づけられ、計画の内容もほぼまちづくり協議会のことで占められており、持続可能な地域コミュニティづくりを進めるための手段であったはずのまちづくり協議会の取組・活動が、結果的に目的化してしまっている、いわゆる手段の目的化に陥っているように感じる。</p> <p>本市の強みである小学校区単位に設置されているまちづくり協議会に期待し、まちづくり協議会が自らの考えで活動したり組織体制を変えていくことで、地区の地域力や自治力を向上できるという考え方は理想としては理解できる。</p> <p>しかし、まちづくり協議会の現状を見ると、設立後10年が経過しようとしているにもかかわらず、認知度は依然として低く、多くの地区で会長・部会長等の役員の成り手・担い手不足、部会機能の未達など、組織のメリットとして示されていることが成果として現れていないのが実態であるように感じる。</p> <p>その上に、新・活動推進計画の内容を押し進めていくことになると、まちづくり協議会全体及び部会がさらに重責を担うことになるため、役員の責任や負担も増大し、成り手・担い手不足がさらに深刻化してしまい、逆にまちづくり協議会の機能が低下し、また、まちづくり協議会に施策が集中しすぎているがゆえに、地域コミュニティの弱体化が進んでしまう可能性もある。</p> <p>そのようなことから、持続可能な地域コミュニティづくりに向けた、まちづくり協議会の在り方、コミュニティづくりに関する施策の在り方について再考すべきではないかと考え、新・活動推進計画が施行されたばかりではあるが、一石を投じるという思いで、以下質問する。</p> <p>(1) まちづくり協議会の役員に関して、以下を伺う。</p> <p>① まちづくり協議会を運営していく上で重要な役割を担う役員の成り手・担い手不足が、多くの地区で課題となっているようだが、その原因をどのように捉えているか。</p> <p>② 成り手・担い手不足に対して、市としても施策を展開していると思うが、今後解消されていくと考えるか。</p> <p>(2) まちづくり協議会の部会制に関連して、以下を伺う。</p> <p>① 部会が機能（横の連携、課題解決型事業の実施など）</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
6	佐野 智昭（18）	<p>している地区では、どのような工夫や努力がされているか。</p> <p>② 部会にとらわれずに活動を展開している地区があるようだが、その状況はいかがか。</p> <p>③ 健康推進員が廃止された代替として、まちづくり協議会活性化補助金に健康づくりの項目が設けられたが、各まちづくり協議会でどのように対応しているか。</p> <p>④ まちづくり協議会との協働を推進するための全庁的な会議体での現段階の検討結果はどのようなか。</p> <p>(3) まちづくり協議会の在り方に関連して、以下を伺う。</p> <p>① 現在のような組織体制でシステムチックに施策を展開する形ではなく、まちづくり協議会の中核機能は確保し、中心的役割を担いつつも、多様なステークホルダー（町内会・区、各地区団体、NPO・市民団体、企業、個人等）が関わり、それぞれの強みや特徴を生かし、地区に必要なことに対して動くような、気づいた人・団体が動けるような、情報交換や交流によって新たな活動が生み出されるような、多様性・柔軟性のある組織に変えていくことが必要であると考えているが、そのことについての見解を伺う。</p> <p>② 今後予定されているまちづくり交流会において、現在の体制にとらわれないまちづくり協議会の在り方について議論する場を設けてはどうか。</p> <p>(4) 地域コミュニティを支えている最も基礎的な組織である町内会・区に対しての支援を強化すべきという視点で、以下を伺う。</p> <p>① 高齢者の見守り、防災（共助、マイタイムライン等）、空き家問題など、町内会・区単位で対応していくことが効果的な課題に対して、包括的に取り組んでいくためのガイドラインを作成したらどうか。</p> <p>② 地域のつながり、地域コミュニティの醸成に成果が認められた町内会・区の活動に対して支援する補助制度を創設したらどうか。（何かを行うための支援ではなく、行った後にアウトカムを精査し、補助金を出す仕組み）</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
7	藤田 哲哉（19）	<p>1. 地域支え合いボランティアポイント制度導入について</p> <p>令和5年度になり、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類に移行され、各地区のまちづくり活動が再稼働し始めたが、約3年間のコロナ禍でのブランクがまちづくり活動への参加に大きく影を落としています。一方、富士市地区まちづくり活動推進条例では、地域の課題は地域で解決するという地区まちづくり活動の意義を市民一人一人が認識するとともに、まちづくり協議会と行政が連携して地域コミュニティの活性化に取り組んでいくことが重要であるとしています。</p> <p>さらに、現在、富士市の高齢化率は28%を超え、3人に1人が高齢者という時代を迎えようとしており、3地域で第2層協議体から生まれた住民主体による互助を基本としたちょっとした生活支援をする支えあいセンターを立ち上げ、その対応に取り組んでいる状況です。</p> <p>そこで、以下質問いたします。</p> <p>(1) 富士市では、平成26年度に高齢者の生活支援・介護の円滑な推進を図ることを目的に富士市生活・介護支援サポーター制度が開始されました。この制度の特徴は、生活・介護支援を実施するとサポーターにポイントが付与され、1ポイントにつき100円を市に請求できる仕組みを取り入れている点です。</p> <p>そこで、今後多くの展開が期待される各地域の生活支援体制整備事業を支える生活支援サポーターに対してのポイント制度導入についてお考えを伺います。</p> <p>(2) 富士市生活・介護支援サポーター制度でのポイント制度は、判こを押すことでポイントを付与していますが、この方法をキャッシュレス決済ポイント還元事業のようなデジタル化に向けて取り組むことについてお考えを伺います。</p> <p>(3) 生活支援体制整備事業では移動支援も対象としていますが、公共交通とのすみ分けを十分理解し運行していくためには、道路運送法における許可または登録を要しない運送の態様が必要であると考えます。そこで、静岡県内他市では移動支援研究会を立ち上げ、関係部署等が参加し意識の共有や実施可能モデルについて検討し、その後、地域の第2層協議体と連携し移動支援事業を立ち上げていますが、移動支援についてどのようにお考えか伺います。</p> <p>(4) 今年度より社会経済活動が徐々に加速し始め、各地区まちづくり活動も活気を帯びてきました。また、令和4年4月策定の新・富士市まちづくり活動推進計画では、まちづくり活動を「地域の暮らしをより充実させていくため、地域住民が積極的に参加し、主体的に行動すること」と定義しており、行政は地区に寄り添った伴走支援への移行が必要であると示しています。アフターコロナのこの時期、まさに各まちづくり活動に関する地域参画総量を大きく増進</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
7	藤田 哲哉（19）	<p>させる取組が必要であると考えます。</p> <p>そこで、まちづくり活動に対して参加を促進するためのボランティアポイント制度導入についてお考えを伺います。</p> <p>2. アフターコロナにおける災害・緊急支援情報キット取扱いの再確認について</p> <p>災害・緊急支援情報キットは、身体の状態や重要な医療情報などをコンパクトな容器に収めて、冷蔵庫に保管しておくものです。あらかじめ必要な情報が決められた場所に保管してあれば、災害時や救急などの緊急時に迅速な対応が可能になります。</p> <p>災害・緊急支援情報キットの配付対象者は、災害情報の把握が困難な方、自力で避難することが困難な方、避難生活などで手助けの必要な方（避難行動要支援者）であり、希望する避難行動要支援者が町内会・区に災害・緊急支援情報キットの配付を申請することにより、誰が手助けを必要としているかを地域で把握できることが可能となっています。</p> <p>そこで、以下質問いたします。</p> <p>(1) 富士市避難行動要支援者支援計画（以下、「支援計画」という。）では、平常時の対策で要配慮者等への普及・啓発が示されていますが、どのように努めているのか伺います。</p> <p>(2) 支援計画災害・緊急支援情報キット配付申請書の前文に「私が届け出た下記の個人情報を、町内会・区、自主防災会、民生委員児童委員、地域の支援者、市役所等に提供することを承諾します。」とあります。この前文の趣旨について町内会長等へはどのように説明しているのか伺います。</p> <p>3. マイナンバーカードを活用した救急業務の展開について</p> <p>令和4年度の富士市の救急活動における救急出動件数は1万622件であり、1日当たり約29件の救急出動が発生し、市民の約24人に1人が救急車を要請していることとなります。傷病者についての情報取得は、災害・緊急支援情報キットのほか、主に口頭による聴取によって行われていますが、搬送者状況を年齢別に見ると65歳以上の高齢者が63%以上であることから、本人が病歴等を失念していたり、家族等も情報を把握していない場合があるようです。</p> <p>現在、総務省消防庁では、マイナンバーカードを活用した救急業務について、オンライン資格確認等システムを基盤とした診療情報等を救急業務で閲覧できる仕組みの検討が始められていると伺っています。</p> <p>そこで、以下質問いたします。</p> <p>(1) 現在、富士市立中央病院では救急搬送されてくる傷病者がマイナンバーカードを携帯しており、情報取得に同意を得られた場合にどの程度の情報を取得することが可能か伺います。</p> <p>(2) 救急隊が情報を取得できるまでには、閲覧権限の付与や</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
7	藤田 哲哉（19）	救急隊用のシステム端末等課題は多くありますが、傷病の情報取得困難な場合等を考えると救急隊用の情報閲覧システムの検討は必要不可欠であると思います。全国では令和4年度に6消防本部により実証実験が実施されたと伺っておりますが、今後の展開について伺います。	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
8	関 明美（2）	<p>1. 地域猫活動を推進するための啓発活動と行政主導のルールづくりについて</p> <p>地域猫活動とは不妊去勢した猫を再び元の地域に戻し、一代限りの猫たちに、定められた場所で餌を与え、地域で見守っていく活動です。</p> <p>静岡県内では政令指定都市を含む35の全ての市町で、飼い主のいない猫に対して不妊去勢手術補助金が交付され、本市においては令和4年度446匹に対し交付されています。</p> <p>本市の犬猫に関する苦情相談は、本市、富士保健所、富士警察署に合計で年間500件以上寄せられており、この数は市民安全課が行う市民相談で最も相談の多い相続・贈与の538件と同等数となっています。また、犬猫の苦情相談件数は直近3年分を見ると増加傾向にあり、現在の取組では十分でないことが伺え、地域猫活動のさらなる支援が必要と考えます。</p> <p>地域猫活動を支える市民ボランティアについて、令和3年度に実施された動物愛護ボランティア実態調査によると、地域猫活動に対する市民への周知が十分でないため、地域猫に餌を与えることに住民の理解が得られない、餌を与えることによる市民ボランティアに対する苦情の発生、人手の確保を課題としており、市民ボランティアは本市に地域猫活動の啓発と各関係機関の連携に向けて支援を求めています。</p> <p>本市では積極的に補助金が活用されている一方で、関係者間の協働関係の構築が不十分なことにより、特に地域猫への餌やりで課題が発生しており、これが地域猫活動の推進を妨げ、苦情が減らない要因の一つと考えます。</p> <p>地域猫の管理については住民同士の感情的なトラブルを防ぐためにも市主導のルールづくりが必要と考え、地域住民や町内会、市民ボランティア、静岡県等による確かな協働関係の構築を目指し、以下質問致します。</p> <p>(1) 猫に対する餌やりについては住民間での認識の違いによりトラブルになるケースもある。本市では飼い主のいない猫に対し去勢・避妊手術補助金を交付した後、地域でどう管理すべきと考えるか見解を伺う。</p> <p>(2) 地域猫活動については、地域住民に対し正しい情報を提供し、理解していただくことが何よりも重要であると考え。ホームページや「広報ふじ」、LINE、動画配信などで積極的に情報を発信すべきと考えるがいかがか。</p> <p>(3) 地域猫の管理に住民の同意を得るため、本市主導による地域住民への説明会を静岡県と合同で定期的を開催し、町内会と連携し地域猫活動を推進すべきと考えるがいかがか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
9	吉川 隆之（10）	<p>1. 避難行動要支援者名簿について</p> <p>災害時の避難において誰一人取り残さないためには、防災と福祉の連携が必要だと考える。特に、ゲリラ豪雨をはじめとする自然災害は10年に一度と言われるような大規模災害が全国で頻発しており、そのたびに災害弱者と呼ばれる人たちが犠牲になっている。災害弱者でも円滑な避難をすることで、救える命がたくさんある。</p> <p>富士市では避難行動要支援者について、災害から要支援者の生命または身体を守るための基礎資料となる避難行動要支援者名簿を防災担当部局と福祉担当部局で作成している。</p> <p>現在、災害の発生に備え、避難支援の実施に必要な避難行動要支援者名簿を必要に応じて避難支援関係者の消防機関、民生委員児童委員、自主防災組織、その他の避難支援などの実施に携わる関係者に対し、本人の同意を得た上で名簿情報を共有することになっている。しかし、現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供するとしているが、態勢に関し、以下5点について市長の見解を伺う。</p> <p>(1) 富士市として避難行動要支援者名簿が共有されるのどのような機関や団体、支援関係者なのか。</p> <p>(2) 富士市では、有事、災害時には名簿を民生委員より自治会（区長）、町内会役員、自主防災会に提供し共有としているが、伝達ルートはどうなっているのか。</p> <p>(3) 有事の際の名簿の取扱い指示はどのようになっているのか。</p> <p>(4) 平常時から避難支援等関係者全体で情報共有が必要と考えるが、今後富士市でも平常時の情報共有をしていくのか。</p> <p>(5) その都度、名簿の情報を更新していく必要があるが、どこが管理・整理しているのか。</p> <p>2. 個別避難計画（災害時ケアプラン）について</p> <p>2011年の東日本大震災では高齢者の死亡が6割を占め、特に宮城県では障害者の死亡率が全体の死亡率の2倍以上となる調査もあり、岩手、福島両県に比べて突出した。その理由は在宅で暮らせる福祉の仕組みが整っており、その仕組みは、いざというときのことについては全く想定していなかったと聞く。その結果、平時の福祉と、いざというときの危機管理の連携の狭間で障害のある方々が取り残され亡くなられたのが原因の一つと聞く。そこで、実効性のある避難のための個別避難計画の作成が重要になり、災害時に誰一人取り残さないため、県は委託事業として、災害時ケアプラン策定事業を実施し、富士市は令和3年度、森島地区をモデル地区として、個別避難計画の作成に取り組んだ。</p> <p>今後、早急に対応が必要な事業と考え、以下質問する。</p> <p>(1) 個別避難計画の作成対象者は避難行動要支援者名簿に記</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
9	吉川 隆之（10）	<p>載されている者と考えるが、どのような優先順位で作成していくのか。</p> <p>(2) 個別避難計画がつくられたが、当事者、当事者の家族、福祉専門職、地域住民、行政職員の連携はどうなっているか。</p> <p>(3) 地域の福祉団体は、平時の福祉と災害時の危機管理を連動して備える必要があると考えるがいかがか。</p> <p>(4) 福祉の専門職の方々、ケアマネジャーは、平時の福祉の利用計画と同様、いざというときのケアプランとして、災害時ケアプランを作成してはどうか。</p> <p>(5) 今後、各地区に個別避難計画をどのように広めていくか。</p> <p>(6) 庁内の連携はとても大事と考えるので、関係する福祉総務課、防災危機管理課、障害福祉課、高齢者支援課、介護保険課などの部局を超えてスクラムを組む必要があると考えるがいかがか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
10	長谷川祐司（14）	<p>1. 市立小中学校の教員不足対応について</p> <p>現在、全国的に教員の不足が課題となっております。令和4年1月に発表された文部科学省の「教師不足」に関する実態調査では、令和3年4月時点で2500名以上の教員不足が確認されています。そのような中、市内の小学校及び中学校の教員の方々からも、教員が不足して大変困っています、との御相談をいただきました。</p> <p>静岡県内での教員不足については、本年度当初で76名が不足しているとのことでしたが、富士市の状況について、以下お聞きいたします。</p> <p>(1) 本年度、富士市でも教員が不足していると聞いておりますが、4月以降の傷病、産休、育休などでの欠員も含めて、現在、何名不足しているか伺います。</p> <p>(2) 現在、教員の欠員対応についてどのようにしているのか伺います。</p> <p>2. 富士市内の学校環境改善について</p> <p>本年は、例年以上に暑い夏となり各地で記録的な猛暑が発表され、学校生活を行う学校内や下校途中でも、熱中症により小中学校の児童や生徒が救急搬送される報道をお聞きしました。貴い若い命が失われてしまった報道には私自身も心を痛めておりました。そのような中、富士市立鷹岡小学校へ連合静岡富士・富士宮地域協議会の皆様と学校訪問をさせていただき、先生方や学校としての課題をお聞きし、また、その後も他の学校の状況も確認させていただきました。</p> <p>そこで学校の環境改善について、以下お聞きいたします。</p> <p>(1) 既に、各学校の教室へのエアコン設置を実施していただきましたが、図書室、音楽室、理科室など特別教室へのエアコン設置についての進捗を伺います。</p> <p>(2) 給食室には現在、スポットクーラー等は設置されておりますが、冷風が出る一方で熱風も室内に排出されており、火の使用やお湯の中に手を入れて洗い流す食器洗浄時など、冷風が当たらない場所も多く、かなり過酷な環境で仕事をしていただいております。現在、給食室の暑さ対策について御検討されているか伺います。</p> <p>(3) 富士市内の小中学校の中で、元吉原小、東小、鷹岡小、富士川第一小の4校だけ、給食を校舎の各階へ運搬する小荷物専用昇降機が設置されていませんが、今後、設置していく計画はあるか伺います。</p>	市長 及び 教育長 担当部長